

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(平成29年度 北本市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	8	3	233,700	5	1,600	0.0	232,100
1	80	キシレン	9	2	1,047,800	2	4,500	0.0	1,043,300
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	8	3	702,740	4	740	0.0	702,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	7	6	52,200	7	0.0	0.0	52,200
1	300	トルエン	10	1	2,325,110	1	4,410	0.0	2,320,700
1	308	ニッケル	1	8	530	12	530	0.0	0.0
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	8	1,600	11	1,600	0.0	0.0
1	392	ノルマル-ヘキサン	8	3	725,000	3	1,000	0.0	724,000
1	400	ベンゼン	7	6	137,000	6	0.0	0.0	137,000
3	21	硝酸	1	8	11,000	9	11,000	0.0	0.0
3	35	メタノール	1	8	3,600	10	3,600	0.0	0.0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	8	12,000	8	12,000	0.0	0.0
		合計	—	—	5,252,280	—	40,980	0.0	5,211,300

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。